

- 町の担当、施設管理者、自主防災会で避難所の運営組織（運営本部）をつくる。
- 運営本部では、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各班長をおく。
- その下に各自主防災会ごとに班編成を行い、班ごとの役割を決める。
- 運営本部会議を1日1～2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認する。

【避難所の開設】

- 地震発生後、避難所となる建物は応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で避難所として利用できる。

【情報の伝達経路を決める】

- 町所有の避難所では、町からの情報は、避難所に派遣された町職員が受け、情報班長に伝える。

- 自主防災会で運営している場合は、各自主防災会の情報班長に直接伝える。

- 各情報班長は、その情報を住民に伝達する。

- ラジオなどから直接入る情報にも注意する。

- 避難者リストを作る。

【掲示板・伝言板の設置】

- 掲示板や伝言板などを通じて情報の伝達や共有に努める。

【安否確認】

- 安否確認カードなどを活用し、避難所ごとの安否確認を行う。

【生活時間を決める】

- 生活区域、生活上のルールを決める。生活の時間も決めておく。

【食料・水の確保は】

- 原則として、食事はそれぞれの非常持ち出しの食料でまかなう。その際、火は使わない。

- 避難が長期にわたり、各自の食料でまかなえない場合は、共同で炊き出しを行う。

- 食事や給水はリーダーの指示に従い、順序よく行う。

- 高齢者など災害時要援護者に確実に食事が行き渡るように配慮が必要である。

【ゴミのルールを決める】

- 生ゴミは場所を決めて出す。その他のゴミは、分別して出す。

【トイレのルールを決める】

- トイレはきれいに使用し、定期的にきちんと清掃する。

【ペットへの対応】

- 飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末などを徹底しておく。

【緊急輸送手段の確保】

- 緊急時のため、各自主防災会から車両を1台ずつ用意するなど輸送対策を決めておく。

【プライバシーの確保について】

- お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で区分けしてむやみに他人の場所へ立ち入らない。

- 更衣室等も設ける。

【災害時要援護者への支援】

- 介護は原則として家族が行う。家族がいない人などはあらかじめ災害時要援護者台帳に登録しておくことが必要である。介護者の事前の届け出が必要である。

- 介護者が不足する場合は、各自主防災会の人材台帳を活用し、適任者（看護師等）に交替で介護を依頼する。また、手話、ガイドヘルパー等のボランティアの受け入れにも配慮する。

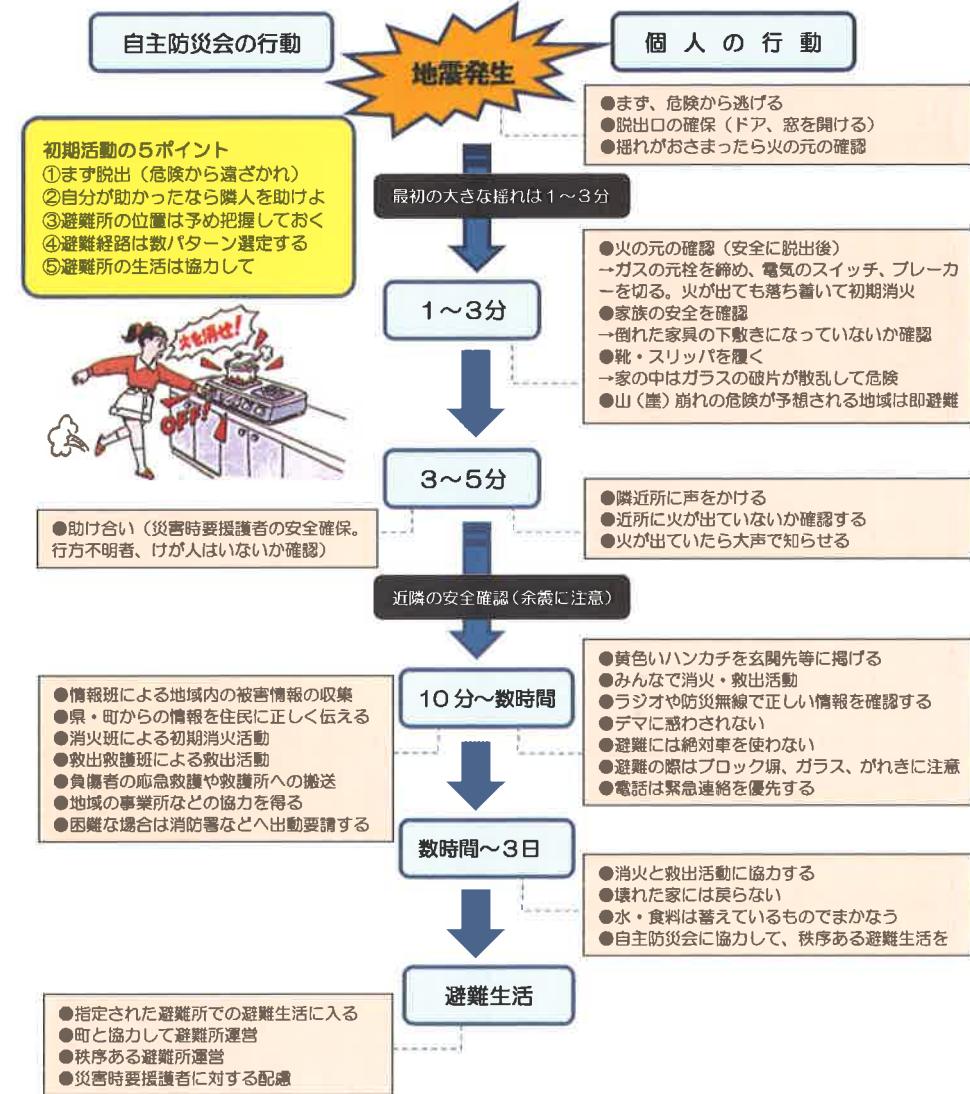


南部町役場交通防災課
電話 0556-66-3417

地震発生時の初期活動マニュアル

1. 時間的経過に伴う自主防災活動

常に、人命の安全確保が最優先であることを忘れてはならない。



2. 初期消火

大規模災害により火災が発生した場合、道路の損壊や火災同時多発により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも制限されるため、地域の自主防災会が協力して初期消火活動にあたる必要がある。ただし、初期消火活動はあくまで火災の延焼防止が目的であり、決して無理はしない。

災害発生

- 揺れが収まってからすばやく火の始末

出火

- 消火器、バケツなどを使って自ら消火

火災発生

- 地区内設置の消火栓、バケツリレーなどによる自主防災会での初期消火

- 消防機関が活動を開始したら指示に従う

延焼拡大

- 消防機関による消火。
避難誘導班の指示に従い、避難を開始

避難



3. 被災者の救出

行政の消防力が低下する大規模災害時には、自主防災会による素早い救出が被災者の生死を分ける。倒壊家屋からの救出には、専門的な知識や技術を要するため、防災訓練などで救出訓練をしておくことが大切である。

また、迅速な救出には人手を要し、近隣住民や避難所に避難している人に協力を得ることも考慮する。

【救出活動の手順】

- ①自分の安全を確保しつつ、家族や隣人の救出にあたる。
- ②大きな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める。
- ③居場所を確認したら、救出活動に協力できる人を集める。
(負傷者が見える場合は5~10人、見えない場合は20人くらい)
- ④ノコギり、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材を活用する。
- ⑤大規模な救出作業が必要な場合は、チェーンソーやエンジンカッターなどを利用し、必要な場合は速やかに消防機関などの出動を要請する。また、すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握しておく。



4. 情報の収集・伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況等）や火災発生の状況を迅速にとりまとめ、町の災害対策本部に報告する。

●情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集する。

●被害報告を受けた情報班長は、町災害対策本部などの防災関係機関に報告する。

「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な情報になるので忘れずに報告する。

●防災無線や町の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起らないようにする。（風評被害をなくす・正確さ）

【収集及び伝達に有効な手段】

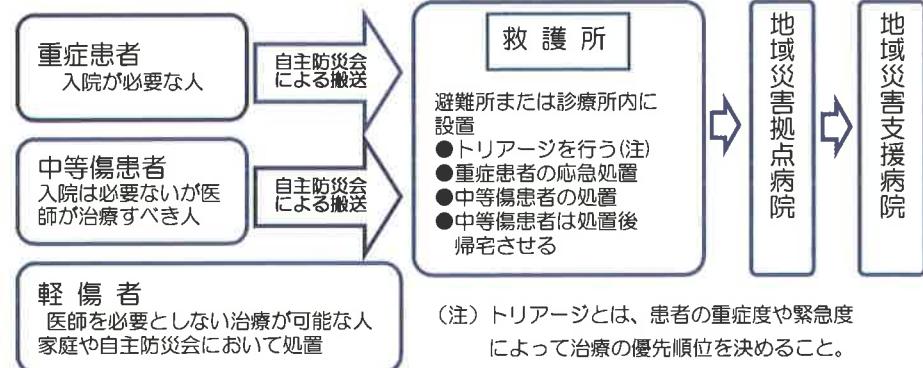
・アマチュア無線・携帯用無線機・張り紙（掲示板）・ハンドマイク・携帯ラジオ・自転車など



5. 医療救護活動

大規模な地震が発生した時には、負傷者が多数となるため、すぐに医師による治療が受けられるとは限らない。

負傷者を発見した場合はまず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は救護所等の医療救護施設に搬送する。



（注）トリアージとは、患者の重症度や緊急性によって治療の優先順位を決めること。

6. 避難行動

地域の被害状況によって避難の方法が異なる。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切である。

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険であり、必ず正確な情報に基づいて行動する。また、自力で避難することが困難な災害時要援護者について事前に把握しておき、自主防災会の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れないように皆で協力することが大切である。

【避難計画の算定にあたっての注意点】

- 住民が良く知っている広くて危険のない場所をあらかじめ集合場所、避難場所として決めておく。
- 避難誘導の責任者を決め、全員が指示に従ってまとまって避難できるようにしておく。
- 自主防災会の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、数パターンほど選定しておく。
- 災害時要援護者に対する配慮を怠らず、全員が安全に避難できるよう便宜を図る。
- 日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく。



7. 避難生活

避難生活は、災害による精神的な不安や不便な日常生活、或いは共同生活による不自由などから暗いイメージとなりがちである。

自主防災会を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努力する。特に高齢者や障害のある人などの災害時要援護者への暖かい配慮が必要である。

また、避難所では災害ボランティアの支援が考えられる。受け入れ体制の整備も平常時の訓練に取り入れ、その場になったとき混乱しないようにする必要がある。